

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第二十五号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号(8)中「身体障害者更生援護施設又は」を「身体障害者社会参加支援施設若しくは」に、「並びに中央子ども家庭相談センターにおける児童又は」を「中央子ども家庭相談センターにおける児童若しくは」に改め、「一時保護のための当直勤務」の下に「又は中央子ども家庭相談センター若しくは高田子ども家庭相談センターにおける児童虐待対応等のための当直勤務」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。